

行政不服審査裁決書

審査請求人 ○ ○ ○ ○

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、令和 7 年 10 月 14 日付けで提起のあった行政文書一部開示決定処分（令和 7 年 8 月 26 日付けお農委第 3 1 2 号）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

第 1 主文

本件審査請求を却下する。

第 2 事案の概要

- (1) 請求人は、令和 7 年 8 月 13 日付けで、おいらせ町農業委員会会長に対し、「おいらせ町自治基本条例第 3 1 条の定めに基づく文書」について（以下「本件対象文書」という。）開示請求を行った。
- (2) 処分庁は、おいらせ町情報公開条例（平成 18 年おいらせ町条例第 8 号。以下「条例」という。）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 8 月 26 日付けお農委第 3 1 2 号により、行政文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 請求人は、本件処分を不服とし、令和 7 年 10 月 14 日付けで、審査庁であるおいらせ町農業委員会に対し、本件審査請求を行った。

第 3 審理関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張

ア 令和 7 年 8 月 26 日付けお農委第 3 1 2 号の行政文書一部開示決定通知書（以下「決定通知書」という。）に次の違法・不当な処分があった。

【違法・不当な処分の内容】

決定通知書の教示に誤りがあった。

決定通知書には「この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、おいらせ町農業委員会に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができます。」と教示が記載されているが、これは改正前の「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立て」の教示であり、現行法の規定によるものではない。

イ 本件審査請求について審査の上、裁決を行うこと。

ウ 裁決に基づき、「教示」を修正し、正しい決定通知書を発行すること。

エ 「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立て」の教示を示した理由、意図を明示すること。

オ 他部門からの開示決定通知においては、本事件と同様の改正前の法に基づく教示と正しい教示が混在している。その理由を明示すること。

カ 過去に行った不当・違法な処分（審査請求後に、審査請求に係る処分を取り消し、新たな処分（新・開示決定通知）を行うこと）を行わないこと。

キ 現行の行政不服審査法の定めとは異なるため、決定通知書における教示は違法である。開示請求者の審査請求、訴訟その他の権利の得喪に係る重大な法律上の権利、利益を侵害する不当な処分である。

第4 理由

(1)不服申立てに関する教示について

ア 行政不服審査法（以下「法」という。）第82条では、行政庁は処分の相手方に対し、不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならないことが規定されている。

イ 法第82条において教示を求めている趣旨は、不服申立制度が十分に活用され、国民の権利利益の救済のための便宜を図ることであって、教示そのものが行政庁の処分の内容や判断過程を示すものではないと解される。

(2) 本件審査請求の適法性について

ア 法第1条及び第2条では、行政庁の違法又は不当な処分等から国民の権利利益の救済を図るため、行政庁の処分に不服がある者は審査請求ができる旨規定されている。

イ これに対し本件審査請求は、教示の修正や誤った教示がなされた理由を求める内容となっているが、そもそも教示自体は行政庁の処分内容を示すものではないと解されることから、本件審査請求は行政庁の違法又は不当な処分の取消し又は是正を求めているとは認められず、審査請求の適法性を有していないと考えられる。

(3) 結論

よって、本件審査請求は不適法であることから、法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

第5 付言

不服申立てに関する教示については、不服申立制度の活用と国民の権利利益の救済のための便宜を図ることを目的としており、当然ながら正しい内容の教示がなされるべきある。

本件処分については、教示を修正したうえで再度処分を行う必要性はないが、教示が誤っていた事実と正しい教示内容を開示請求者に示す必要はあるといえる。

令和8年 1月 8日

審査庁 おいらせ町農業委員会
会長 松林 勝智

(教示)

1 この裁決に不服のある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、おいらせ町農業委員会を被告として（訴訟においておいらせ町農業委員会を代表する者は、おいらせ町農業委員会会長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。